

周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮

第 14 条 市民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条第 1 項は、日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭への配慮について努力義務を規定したものである。
2. 「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。また、「居住」とは、住民票の有無ではなく、現実的に市内に住むことをいう。
3. 本条第 2 項は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、周辺の生活環境への配慮についての指導又は勧告することができることを規定したものである。
4. 騒音又は悪臭に関する規定のある法令としては、「騒音規制法」（ただし、生活騒音の規制なし）のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 73 条（生活環境への配慮）・第 74 条（深夜の静穏保持）・第 76 条（拡声機の使用制限）、「悪臭防止法」第 14 条（日常生活に伴う悪臭防止）・第 15 条（悪臭が生ずる物の焼却禁止）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 17 条（ふん尿は原則的に肥料として使用できない）、「磐田市飼い犬条例」第 3 条（飼育している場所の清潔保持、汚物の衛生的処理）等がある。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 76 条（拡声機の使用制限）等による罰則が適用される場合がある。
5. 騒音の具体例
 - (1) 音響機器（テレビ、ラジオ、ステレオ、ピアノ等の楽器類）の使用
 - (2) 家庭用工作機器（電気かんな、電動ドリル等）の使用
 - (3) 家庭用機器（給湯器類、電気洗濯機乾燥機、掃除機等）の使用
 - (4) 空調機器（ルームエアコン、換気扇等）の使用
 - (5) 自動車のアイドリング、積み降ろしの作業音等
 - (6) ペットの鳴き声

6. 悪臭の具体例

- (1) 浄化槽の保守点検等の不備により、排水溝等へ排出された汚水
- (2) 調理の際の排気
- (3) 側溝等の堆積物
- (4) 園芸、家庭菜園に伴うもの
- (5) ペットに伴うもの